公益財団法人への寄附について

公益財団法人日本手工芸作家連合会は、税制上の特定公益増進法人に該当します。 特定公益増進法人とは、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公 益の増進に著しく寄与するもの」で、当法人にご寄附頂きました場合は、寄附金控除等の 税制上の優遇処置を受けることができます。

頂戴いたしましたご厚志は、手工芸の普及、技能教育の振興と向上及び手工芸を通して 社会貢献に寄与するため、講習会・展示会・表彰などの諸事業のほか、公益法人としての 業務運営に有効活用させていただきます。

【寄附金の使途】

当法人の公益目的事業並びに業務運営にかかわるものとして、有効活用させていただきます。

【寄附の手続き・流れ】

所定の申込書(本法人ホームページよりダウンロード可)により申し込みをしていただきます。お電話でお申し込み頂いても結構です。

【税制上の優遇措置】

◆個人からの寄附

あなたの年間所得より寄附金額がほぼ控除され、所得税・個人住民税が軽減されます。 また、相続された財産を寄附した場合、当該寄附金額分の相続税が課税されません。

所得控除額=寄附金額(所得金額の40%が限度) - 2千円

◆法人からの寄附

一般寄附金の損金算入額とは別に、別枠で損金算入することができます。 損金算入限度額={資本等の金額×当期の月数 $/12\times2.5/100$ }+(所得金額 $\times5/100$)} $\times1/2$

- *法人税法第37条4項・法人税法施行令第77条第1項第3号・所得税法第78条第2項第3号・ 所得税法施行令第217条第1項第3号・租税特別措置法第70条・租税特別措置法施行令第 40条の3-3より抜粋*
- 詳しくは、公益財団法人 日本手工芸作家連合会 事務局までお問い合わせ下さい。 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町三丁目6番10 MOビル407号室 電話 03-5282-5141 FAX 03-5282-5140 E-mail info@syukogei-sakka.or.jp